

# 情報機器貸出事業要綱

社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会

## (目的)

第1条 この要綱は埼玉聴覚障害者情報センター管理規程に基づき、埼玉聴覚障害者情報センター（以下「センター」という。）の情報機器貸出事業は、個人や団体が聴覚障害者に対して情報保障を行うことを目的に情報機器を使用する場合、貸出を行うことによって、聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑に進めることを目的とする。

## (貸出対象者)

第2条 貸出を受けることができる者は、以下に該当するものとする。

- (1) 県内在住の身体障害者手帳を保持する聴覚障害者（児）及びその保護者
- (2) 県内の聴覚障害者関係の団体
- (3) 県内の公的機関、および学校及び施設、福祉団体
- (4) 県内の企業
- (5) その他、センター所長が認めた者

## (貸出に伴う費用)

第3条 貸出に伴う費用は、以下のとおりとする。

- 1 社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会（以下、「法人」という）が所有する備品について、利用料を徴収する。
- 2 費用は別紙1の内容の通り。
- 3 埼玉県が所有する備品の利用料は、無料とする。

## (利用料免除)

第4条 法人の所有する備品に関し、条件により利用料を免除することができる。

- 1 事実を確認するに足りる資料の提示又は提出を求めることができる。
- 2 免除条件について、別表2のとおりである。

## (貸出機器)

第5条 貸出を行う情報機器は別表1「貸出情報機器目録」のとおりとする。

(貸出場所)

第6条 貸出場所は原則として、センター内での使用に限る。ただし、以下に該当する場合、県内においてセンター外貸出をすることもある。

- (1) 県内の聴覚障害者関係団体が集会、行事、会議等で使用する場合
- (2) 県内の公的機関、福祉団体が聴覚障害者を対象に集会、行事会議等を開催する場合
- (3) その他センター所長が認めた場合

(貸出手続)

第7条 貸出は、以下の手続きによるものとする。

(1) 申 込

貸出を受けるものは、所定の様式（別紙様式1）による申込書を使用して、センターに申し込むこと。ただし、遠隔地在住者は、文書または電話やFAXなどによる申し込みも可能とする。

(2) 貸出期間

貸出日から、原則として1週間とする。

(受渡・返却)

第8条 情報機器の受渡及び返却は当センター窓口で行う。

- (1) センター職員が立会いの上、確認する。

(備品の破損もしくは紛失)

第9条 貸出を受けた備品を破損もしくは紛失した場合、使用者の直ちにセンターへ報告するものとする。

その上で、過失の有無を問わず、使用者の責任により修理をもって原状回復させるものとする。

修理により原状回復が困難な場合は、使用者と協議により、弁償などの措置を講ずるものとする。その際に費用は、全額使用者の負担とする。

(貸出機器の管理)

第10条 貸出機器の使用責任者は責任者の注意をもって、貸出機器の管理をするものとする。

- 2 貸出機器の転貸は禁止する。
- 3 貸出機器の使用に伴う事故については、一切使用責任者の責任において解決するものとする。

(付 則)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から改訂し、施行する。

(別表1)

## 貸出情報機器目録

令和6年4月1日現在

### 埼玉県備品

機 器	形 式	数量	料金	備 考
OHC	エルモ HV-400HG	3	無料	

### 埼玉聴覚障害者福祉会の備品

※1日あたりの料金

機 器	形 式	数量	料金	備 考
プロジェクター	EPSON EB-W10	1	1,000	No. 1
プロジェクター	EPSON EB-1751	1	1,000	No. 4
プロジェクター	EPSON EB-X24	1	1,000	No. 5
プロジェクター	EPSON EB-1751	1	1,000	No. 22-01
プロジェクター	RICOH WX5770	1	1,500	No. 8
スクリーン	IZUMI-COSMO	1	500	100インチ
OHP	3M	2	500	
ヒアリンググループ	SONAR HS-60	2	1,000	赤・緑
パソコン (派遣用)	dynabook	3	2,000	No, ①②③

## 別表 2

## 利用料免除

令和 6 年 4 月 1 日現在

内容	費用	(1)	(2)	(3)	(4)	備考
大会・イベント	有料	徴収	徴収	徴収	徴収	
	無料	免除	免除	徴収	徴収	
研修会	有料	徴収	徴収	徴収	徴収	
	無料	免除	免除	徴収	徴収	
学習会	有料	徴収	徴収	徴収	徴収	
	無料	免除	免除	徴収	徴収	
会議	無料	免除	免除	徴収	徴収	
行政主催	有	貸出不可	貸出不可	徴収	徴収	
	無料	貸出不可	貸出不可	徴収	徴収	

※ (1) (2) (3) (4)は、貸出対象者 (第 2 条)